

2016年4月16日

日本共産党熊本県委員会 委員長 日高 伸哉
日本共産党熊本県議会議員 山本 伸裕

熊本地震における救援策についての申し入れ

熊本地震に関し、県が直ちに全庁的体制をとって被災者への支援に全力をあげて取り組まれていることに心から敬意を表します。

日本共産党は15日、田村貴昭、真島省三両衆院議員とともに被災地を訪問し、住民や町職員らからのご要望、心配事を伺いました。それらの声を率直に紹介しつつ、いま緊急に熊本県に取り組んでいただきたいことがらを要望するものです。

1、被災者への情報の提供について

- ① テレビなどでは繰り返し被害の状況や今後注意すべきことなどが報じられていますが、甚大な被害が生じた益城町では、大規模な停電が発生し、情報をもっとも必要としている被災者が、情報を得ることが困難な状況が広がっています。必要な情報を被災者に提供するための手立てを検討することが必要ではないでしょうか。
- ② 例えば、避難所には食料や物資が届き、配給が行なわれているというのに、自宅周辺にとどまっている人々にはその事実を知らされていない状況が少なからずありました（15日15時ごろの時点）。防災無線もなにやら放送されたようだけれども、何を話していたのか（片付け作業などをしていて）さっぱり聞き取れなかったという人も多くおられました。防災無線で住民に必要な情報を確実に知らせるためには2～3回の繰り返しでは不十分です。ハッキリと繰り返し放送してほしいとの要望がありました（このご意見は益城町長にもお伝えしています）。県としても住民への必要な情報提供という点で、広報車を走らせ、「どこにいけば食料がある」とか「安全確保のためにこのような対策を」などのお知らせを行なっていく措置が必要ではないでしょうか。
- ③ 上空には絶えずヘリが飛び交い、防災無線も聞こえない、会話も聞き取りにくい状況でした。また夜間にサーチライトを照らされて眠れなかったとの苦情もお聞きしました。各社が報道ヘリを出動させているようですが、メディアは代表一機に統一してほしいなどの要請を県として申し入れるべきです。
- ④ 「近所の方はちゃんと避難したでしょうか」「親族と連絡が取れないが大丈夫だろうか」などの不安の声が多くありました。避難所に掲示板がなかったのも急いで改善すべき点ではないでしょうか。
- ⑤ 停電が復旧した後に懸念されるのが「通電火災」です。火災が広がってしまっは大変です。電気が復旧する前に各戸で可能な限りの確認作業をおこなうよう、周知徹底と作業援助の体制をとるべきです。

2、県の指導性を発揮してマンパワーの投入や資材の緊急確保を

- ① 建物倒壊の危険がある家屋も数多くありますが、立ち入りが規制されていないものが大半でした。余震が続く中、二次被害が心配です。緊急に住宅被害の応急判定ができる専門家を投入し、余震によって倒壊の危険性がある家屋にはシルシをつけて立ち入りを規制するなどの手立てを講じる必要があります。
- ② 被災者の容貌はそれぞれの事情もからんで多種多様です。「どこに相談していいかわからない」と悩んでいる人も少なくありません。相談窓口を一本化し、避難所内に設けるなどし、住居・生活・医療・生業・営業・免許証などワンストップで問題解決がはかれる体制を整えてください。
- ③ 天気予報では今後雨になるといわれています。ビニールシートが圧倒的に不足しており、心配されています。県の主導で他市町村からも急いで確保する必要があります。また屋根をビニールシートで覆うにしても道具と資材、人手が必要です。マンパワーの確保を。
- ④ 道路は陥没、亀裂、段差がいたるところで生じており、夜間の車両通行は危険が伴います。県警に要請し危険箇所適切な誘導員を確保してください。

3、被災者の生活を守るために

- ① 倒壊家屋が多く避難の長期化も懸念されるだけに、避難所の環境改善を急ぐ必要があります。硬い板張りの上での寝泊りは身体への負担が大きすぎます。畳やウレタンのような緩衝材を各避難所に設置すること、ひざが悪くて座れない高齢者のための椅子、プライバシー確保のための間仕切りなど他の自治体にも呼びかけて確保を。
- ② 益城町の避難所を増やす必要があります。「ハッピーネス」には14日夜、1,000人規模で住民が集まりました。必要ならば熊本市などにも協力を呼びかけ、避難所の増設を図ること。
- ③ 避難生活が続くと入浴や洗濯の要求が切実化します。急いで検討を始めないと不満の声が噴出することが懸念されます。
- ④ ごみ・ガレキの処理をどうするのか、集積場所の確保やゴミ出しの仕方、費用の問題など県の責任で方策を明らかにすること。
- ⑤ 仮設住宅、福祉仮設住宅の建設の検討を地元の意向も聞きながら早急に進めること。

4、現行の被災者支援制度の最大限の活用を

- ① 県は県内全市町村に災害救助法の適用を決定しました。被災者のためにどんな支援制度があるのかなど、わかりやすい文書を配布し、住民の生活と仕事再建へ支援を強めてください。
- ② 災害救助法適用に際して定められている「災害救助基準」で示されている限度額や期間は「一般基準」であります。内閣府政策統括官、参事官名で出されている「避難所の生活環境の整備等について」では、「被災状況等によっては、一般基準では対応できない場合もあることから、特別基準を設定することが可能であるので、幅広に当職あてご相談いただきたい」と述べています。ぜひ県として、被災者支援策を積極的に進めていく観点から活用していただくようお願いします。以上